

令和5年版

高齢者福祉・介護保険 サービスガイド

このガイドは、高齢者の皆さんに
いつまでも快適な生活を送っていただくとともに
介護者の皆さんが状況に応じて適切に介護にあたってくださいよう
高齢者に関する福祉や介護保険のサービスを掲載しています。



坂 城 町

相談窓口

介護相談や高齢者福祉・介護保険サービス利用など
次の窓口へお気軽にご相談ください。

◎役場福祉健康課

☎ 75-6205 (直通)

☎ 82-3111 (代表)

・福祉係

内線 132・136

老人福祉・障がい福祉・福祉医療・児童福祉など福祉全般について

・保険係

内線 133・134

国民健康保険・後期高齢者医療制度について
介護保険について

・地域包括支援センター

内線 137・138

高齢者の介護や介護予防について
ひとり暮らし等の高齢者について
高齢者福祉・介護保険について

・保健センター

☎ 75-6230 (直通)

内線 511・512

健康増進・各種健診・がん検診等について

◎社会福祉協議会

☎ 82-2551

地域福祉全般について

高齢者福祉・介護保険について

ボランティア活動の参加について

日常生活自立支援事業について

・在宅介護支援センター

「ケアステーションさかき」

(社会福祉協議会内)

☎ 82-2551

高齢者や家族と関係機関との連絡調整

◎福祉委員

(民生児童委員)

〈役場福祉健康課に
お問い合わせ下さい〉

福祉全般について、身近で相談をお受けします。福祉委員(民生児童委員)さんにご相談ください。

◎介護相談員

〈役場福祉健康課に
お問い合わせ下さい〉

介護保険施設を訪問し、利用者や家族の疑問や不安の相談に応じます。

【障害福祉サービスと介護保険との関係】

介護保険のサービス利用対象者で、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスと重複するサービスを利用する場合には、介護保険によるサービスが優先となります。ただし、利用状況などにより、障害福祉サービスでの併給が認められる場合があります。

サービスガイド目次

- 支援が必要な高齢者への福祉サービス……………2、3 ページ
- 自宅での介護で利用できるその他の高齢者福祉サービス……………4 ページ
- 高齢者を支える総合相談・連携支援の姿……………5 ページ
- 認知症の方への支援……………6、7 ページ
- 成年後見制度、日常生活自立支援事業……………8 ページ
- 高齢者虐待防止……………9 ページ
- 介護保険サービスを利用するには……………10 ページ
- 介護保険サービスを利用する際の負担額……………11 ページ
- 介護の申請から認定までの流れ……………12、13 ページ
- 介護予防・日常生活支援総合事業……………14、15 ページ
- 介護保険で利用できるサービス(在宅、施設など)……………16～19 ページ
- その他の介護保険サービス(福祉用具貸与、購入、住宅改修)
……………20、21 ページ
- 介護保険制度の仕組みと介護保険料……………22 ページ
- 介護保険サービスの利用負担軽減制度……………23、24 ページ
- 介護保険サービス事業者一覧……………25～28 ページ
- 町外の相談窓口……………29 ページ



支援が必要な高齢者への 福祉サービス



高齢者についての相談や福祉サービス・介護保険サービスの申請・提供など、相談をお受けします。お気軽にご相談ください。相談は無料です。

相談窓口	地域包括支援センター（役場福祉健康課内） ☎ 82-3111 内線 137・138
	在宅介護支援センター（社会福祉協議会内） ☎ 82-2551

訪問指導事業

保健師や看護師が
相談に応じます

事業内容／高齢者の疾病予防・介護予防・機能維持などのために、保健師や看護師が家庭に伺い指導します。

対象者／ひとり暮らし等の高齢者
利用料／無料です。

生きがい活動支援通所事業

生きがいデイサービスで
楽しく過ごせます



事業内容／支援が必要な高齢者に老人福祉センターやふれあいセンターなどで、運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能の向上などの指導やレクリエーションを行います。

対象者／支援が必要な高齢者
利用場所／老人福祉センター・ふれあいセンター
利用料／一部利用者負担があります。
申請／所定の申請書が必要です。

生活管理指導短期宿泊事業

短期間
老人ホームで
お世話します



事業内容／支援が必要な高齢者を一時的に養護老人ホームでお世話し、あわせて軽易な日常生活の指導を行います。

対象者／ひとり暮らし等の高齢者
利用場所／養護老人ホーム
利用料／食費を含む一部利用者負担があります。
申請／所定の申請書が必要です。

高齢者見守り事業

ひとり暮らし等の高齢者に利用いただけます



事業内容／ひとり暮らし等の高齢者に日々安心して過ごしていただけるよう、見守りシステムを設置します。

見守りシステム／あんしん電話（緊急通報装置）
高齢者元気応援システム KIZUKI
（水道メーターを利用した見守りシステム）

対象者／ひとり暮らし等の高齢者
申請／所定の申請が必要です。

配食サービス事業

ひとり暮らし等の高齢者に昼食をお届けします



事業内容／ひとり暮らし等の高齢者に、月～木の希望する日（祝日を除く）に昼食をお届けし、あわせて安否の確認を行います。

対象者／ひとり暮らし又は高齢者のみの世帯、障がいのある方で調理が困難な方

補助内容／1回の利用につき、100円を補助します。
配食場所／自宅

その他の事業

相談窓口：社会福祉協議会 ☎ 82-2551

外出支援サービス事業

寝たきり又は車いす利用の高齢者等を医療機関等に送迎します



事業内容／寝たきりや車いす利用の高齢者等を移送用車輦で医療機関や在宅サービス提供場所へ送迎します。

対象者／寝たきり若しくは常時車いす利用の高齢者または障がいのある方

※利用には事前の利用者登録が必要です。

送迎範囲／上田市～長野市篠ノ井間の医療機関又は在宅サービス提供場所

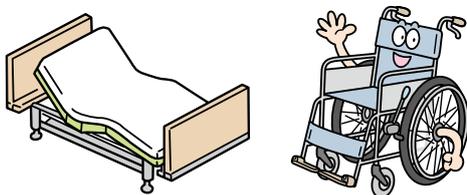
利用料／一部利用者負担があります。

申請／所定の申請書が必要です。

※転院や通院に限り、車輦の貸し出しも行っていきます。

日常生活用具貸与事業

ベッド等をお貸しします



事業内容／機能維持・回復、介護予防等に必要な場合、一定期間ベッド・車いすなどを貸与します。

対象者／機能維持・回復、介護予防等で用具が必要な方（介護保険で貸与が受けられる方は対象外です。）

使用場所／家庭でお使いください。

使用料／マットレスのクリーニング代のみ実費となります。

申請／所定の申請書が必要です。

自宅での介護で利用できるその他の高齢者福祉サービス

[要介護3～5の介護認定を受けた在宅の方、またはその介護者の方が対象の在宅サービス]

相談窓口：地域包括支援センター（役場福祉健康課内）

☎82-3111 内線 137・138

※サービスの利用には、**利用対象者として事前の登録**が必要です。

● 介護者慰労事業

寝たきり等の高齢者を在宅で3か月以上介護している方に介護慰労金を支給します。（年額 90,000 円以内）

● 介護用品購入費支給事業

寝たきり等の高齢者が使用のおむつ類の介護用品を購入する費用を支給します。（年額 75,000 円以内）

● 寝具洗濯等サービス事業

寝たきり等の高齢者が日常使用している寝具（敷布団・掛布団）の洗濯を年2回行います。

● 訪問理美容サービス 利用券交付事業

寝たきり等の高齢者に、訪問理美容サービスの利用券（1,500 円／回）を年4枚（3か月につき1枚）交付します。 ※利用券の額を超える費用は自己負担となります。

● 住宅整備補助事業



寝たきり等の高齢者の居住環境の改善を図るため、介護保険対象を除くトイレ・浴室などの改修を行った場合、補助金を支給します。（補助金額 63 万円以内）
※所得制限等条件があります。※事前の申請が必要です。

● 介護者交流事業

寝たきり等の高齢者を介護している方にリフレッシュの機会や交流の場を提供します。
（一部利用者負担をいただく場合があります。）

● ホームヘルパー 受講支援事業

寝たきり等の高齢者を介護している方が、その経験を活かし、ホームヘルパーとして活躍することを支援します。（養成研修受講料の一部を補助します。）

※自宅での生活が困難になった時

● 養護老人ホーム

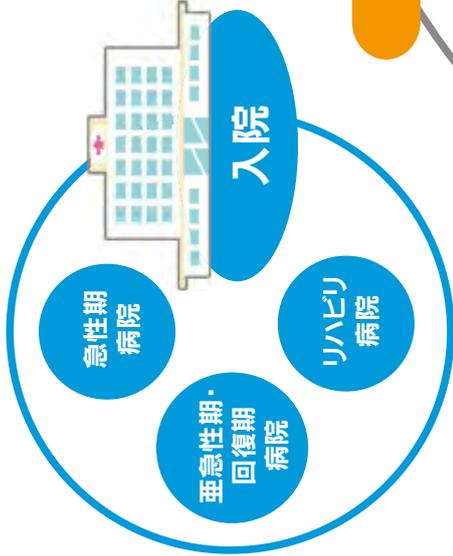
おおむね 65 歳以上の高齢者で、環境や経済的等の理由で家庭生活が困難な方を養護老人ホームでお世話します。





高齢者を支える 総合相談・連携支援の姿

地域包括ケアシステムの構築



地域



在宅

介護施設

居宅で適切な介護を受ける
ことが困難な場合

特別養護老人ホーム・グループ
ホーム・有料老人ホームなど

坂城町地域包括支援センター

【重要】

- 多職種による地域ケア会議の充実
- 認知症施策（認知症地域支援推進員
の配置）
- 生活支援サービスの体制整備

※専門職による、チームアプローチ



生活支援・介護予防サービス

- あんしん電話事業など自宅で生活するためのサービス提供
- 介護予防教室の実施

家族介護支援

- 介護方法の指導など要介護者を現に介護する人に対する支援

権利擁護

- 成年後見制度利用支援
- 高齢者虐待への対応

地域活動支援

- 閉じこもり等の抑制のための、地域住民グループへの活動支援

福祉系、保険係、保健センターほか

- 制度連絡調整
- 相談・支援

介護保険サービス提供事業所

- ホームヘルプや訪問入浴、訪問看護など自宅において介助
- デイサービス、ショートステイなど施設を利用

ケアマネジャー（居宅介護支援）

- ケアプランの作成、介護相談を実施（25ページに一覧を掲載）

一部委託

坂城町社会福祉協議会

- 地域における社会福祉の充実
- ボランティア団体の育成等

在宅介護支援センター

- 高齢者福祉や介護サービスの相談

認知症の方への支援

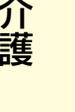
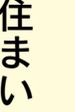
認知症の進行とともに変化していく状態に応じて、医療や介護など、どのような支援を受ければよいのか大まかな目安を示したものです。支援やサービスの詳細は、お気軽に地域包括支援センターへお問い合わせください。

認知症の進行度の目安

気づき～軽度	中度		重度
認知症疑い、軽度認知症	見守りが必要	日常生活の一部に手助けや介助が必要	生活全般に介助が必要
<ul style="list-style-type: none"> ●年相応のもの忘れ ●同じ話を繰り返す ●薬を飲み忘れる ●無気力 	<ul style="list-style-type: none"> ●服をちくはぐに着る ●慣れた道で迷う ●暴言など攻撃的な言動が増える 	<ul style="list-style-type: none"> ●トイレや入浴等生活の一部に介助が必要 ●家族や親しい人のことがわからない ●時間、場所、季節がわからない 	<ul style="list-style-type: none"> ●言葉によるコミュニケーションが困難 ●食事に介助が必要、又は口から食べられない ●歩行困難又は寝たきり状態

認知症ケアパス※一覧

サービスの分類	サービス、活動の内容	認知症の進行度			
		元気高齢者	軽度	中度	重度
相談窓口 	認知症や介護に関する相談を受け付けています。	地域包括支援センター			
		在宅介護支援センター（坂城町社会福祉協議会）			
		若年性認知症コールセンター			
		認知症初期集中支援チーム			
予介護	介護予防のための教室を開催しています。	ストレッチ・ヨガ教室			
社会参加	地域の集まりやサロン活動、気軽に立ち寄れる交流の場です。	いきがい広場			
		地域住民グループ活動			
		シニアクラブ			

サービスの分類	サービス、活動の内容	認知症の進行度			
		元気高齢者	軽度	中度	重度
医療 	認知症の診断や治療を行い、医療的な助言を受けることができます。	かかりつけ医、認知症専門医への受診			
		訪問介護 訪問入浴 訪問リハビリ 訪問看護			
介護 	要介護認定を受けることで様々な介護サービスを利用することができます。	要介護認定			
		認知症相談医			
		通所介護 通所リハビリ			
		短期入所生活介護（ショートステイ）			
		福祉用具貸与 福祉用具購入			
生活支援 	生活上の支援や、住み慣れた地域で安心して暮らすための安否確認や見守り活動です。	軽度生活支援			
		徘徊高齢者検索機器（GPS機器）貸与			
		あんしん電話、高齢者元気応援システムKIZUKI			
		シルバー人材センター			
住まい 	介護が必要になっても安心して生活するためのサービスです。	住宅改修(介護保険サービス)			
		グループホーム 特別養護老人ホーム			
		有料老人ホーム			
家族支援 	認知症の方を介護されているご家族の支援を行います。	認知症サポーター			
		認知症相談医			
権利擁護 	本人の権利や財産を守るための支援を行います。	日常生活自立支援事業			
		成年後見制度、成年後見支援センター			

※認知症ケアパス：認知症のことを知っていただき、認知症に対する不安の軽減を図れるよう、進行に合わせて受けられるさまざまなサービスやその他の支援などの情報をわかりやすくまとめたもの。

地域包括支援センター ☎ 82 - 3111（内線137・138）

※相談できる場所は他にもあります。29ページをご覧ください。

成年後見制度について

成年後見制度とは



「成年後見制度」とは、認知症や知的・精神障がいなどの理由によって判断能力が不十分となった方に「後見人」などを立てて、法律面や生活面で支援する制度です。

◆支援の対象

成年後見制度（法定後見制度）による支援の対象者は、現在すでに判断能力が不十分な方です。判断能力の程度によって支援の種類が「後見」「保佐」「補助」の3つに分けられます。

◆成年後見支援センター 社会福祉協議会内 ☎82-2551

成年後見制度に関する総合相談窓口として、成年後見制度の利用や手続き等の相談支援を行います。物事を判断することが十分にできなくなった方について、ご本人・ご家族・地域の方など、どなたでもご相談いただけます。お気軽にセンター(社会福祉協議会)にお声がけ下さい。

◆成年後見制度でできること

財産管理

本人の預貯金の管理、不動産などの処分、遺産分割などの財産に関する契約などについての助言や支援を行います。

身上保護

介護・福祉サービスの利用、病院の入退院の手続きや費用の支払いなど、日常生活に関わる契約などを支援します。

◆元気なうちに契約する「任意後見制度」

任意後見制度とは、まだ判断能力が十分あるうちから、将来的に認知症などで判断能力が不十分になったときに備えて、事前に契約を結んでおく制度です。

あらかじめ本人が任意後見人を選び、いざという時の財産管理や療養看護などを任せる任意後見契約を結びます。

日常生活自立支援事業について

「日常生活自立支援事業」とは、福祉サービスの利用支援や日々の金銭管理など、成年後見制度よりも比較的身近に利用できるサービスです。

◆支援の対象

日常生活自立支援事業の対象者は自分の判断能力に不安のある方です。ただし、本人にこの事業を利用する意思があり、契約内容をある程度理解できることが前提です。また、多額の財産管理や施設への入所契約などの重要な決定を本人の代わりに行うことはできません。

◆支援の内容

サービスの利用援助・日常的な金銭管理・書類等の預かり など

相談受付：社会福祉協議会（老人福祉センター内） ☎82-2551

高齢者虐待防止について

平成18年4月1日に「高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」が施行されました。高齢者虐待は家庭や施設でも起こりうる身近な問題です。少しでも「気になる高齢者を発見した」場合や「虐待かもしれない」「誰かに聞いてほしい」と思った場合には地域包括支援センターまでご相談ください。

【高齢者虐待の定義】

①養護者からの虐待

高齢者の日常生活において何らかの世話をする人などから受ける虐待。

②要介護施設従事者等による虐待

老人福祉法および介護保険法に規定される「要介護施設」または「要介護事業」の業務に従事する人から受ける虐待。直接介護に携わる職員の他、経営者、管理者も含まれています。

【虐待の種類】

種類	内容	具体的な例
身体的虐待	暴力行為などで、体に傷やあざ、痛みを与えること。又は外部と接触させないようにすること。	たたく、つねる、殴る、蹴る等の暴力。無理やり食事を口に入れる、移動するときに無理に引きずるなど。
介護・世話の放棄、放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置をすること。同居人による虐待行為の放置、養護を著しく怠ること。	食事や水分を与えない。入浴をさせない。オムツを交換しない。必要な医療、介護サービスを利用させないなど。
心理的虐待	脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的苦痛を与えること。	怒鳴る、罵る、悪口を言う。無視をする。子ども扱いをする。
性的虐待	本人との合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要。	高齢者へわいせつな行為を強要する。排泄の失敗に対して罰として裸で放置するなど。
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。	高齢者の年金や預貯金を本人の同意なく使う。日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせないなど。

高齢者虐待防止法では、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、通報しなければならない(通報の義務がある)と定められています。早急な通報が深刻な事態を防ぐことにつながります。

ご連絡いただいた方のお名前が周囲に漏れることはありませんので、「虐待かどうかわからない」時にも、虐待の心配がありましたら、地域包括支援センターまでご連絡ください。



地域包括支援センター ☎ 82 - 3111 (内線137・138)

～介護保険サービスを利用するには～



◆要介護認定の申請をします。

要介護認定

◆介護保険の認定がされた方には…

- ①要介護区分が記入された「介護保険被保険者証」をお送りします。
- ②「介護保険被保険者証」と一緒に「負担割合証」もお送りします。（負担割合が1割～3割で記載されています）

ケアプラン作成

◆介護の相談やサービスの利用計画を専門家がお手伝いします

- ①居宅介護支援事業者（ケアプラン作成事業所）
 - ★対象となる方：要介護の認定を受けた方（25 ページに事業所を掲載）
- ②地域包括支援センター（介護予防ケアプラン作成）
 - ★対象となる方：要支援の認定を受けた方、総合事業対象者の方

◆介護保険のサービスの利用は年齢で2つの区分に分けられます。

65歳以上の方

（第1号被保険者）

※ 65歳の誕生日前に被保険者証をお送りします

介護サービスを利用できるのは…

介護が必要と認定された方です

認定の申請が必要になります。
申請の流れは 12、13 ページをご覧ください。

40歳～64歳の方

（第2号被保険者）

介護サービスを利用できるのは…

老化が原因とされる病気（特定疾病）により介護が必要とされた方です

※該当する特定疾病は右表のとおりです

認定の申請が必要になります。
申請の流れは 12、13 ページをご覧ください。

対象となる特定疾病（40歳～64歳の方）

①	がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）
②	関節リウマチ
③	筋萎縮性側索硬化症
④	後縦靭帯骨化症
⑤	骨折を伴う骨粗鬆症
⑥	初老期における認知症
⑦	進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
⑧	脊髄小脳変性症
⑨	脊柱管狭窄症
⑩	早老症
⑪	多系統萎縮症
⑫	糖尿病性神経障害 糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
⑬	脳血管疾患
⑭	閉塞性動脈硬化症
⑮	慢性閉塞性肺疾患
⑯	両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

～介護保険サービスを利用する際の負担額～

- ① 介護保険のサービスを利用する際は、サービスを提供する事業所に支払うサービス費用（介護報酬）の一部は利用者負担となり、残りが介護保険で支払われます。
- ② 利用者負担については、所得に応じて負担割合が決められサービス費用のうち1割から3割を負担することになります。

★利用者負担の割合

所得基準	本人の合計所得金額 ^(※1) が160万円未満	本人の合計所得金額が 160万円以上220万円未満 ^(※2)	本人の合計所得金額が 220万円以上 ^(※3)
利用者 負担割合	1割負担	2割負担	3割負担

※1: 「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で基礎控除の控除前の所得金額をいいます。

※2: 同一の世帯の65歳以上の方の年金収入+その他の合計所得金額の合計額が単身世帯の場合280万円(2人以上世帯の場合は346万円)以上

※3: 同一の世帯の65歳以上の方の年金収入+その他の合計所得金額の合計額が単身世帯の場合340万円(2人以上世帯の場合は463万円)以上

③ 介護保険制度の利用限度額

要介護度	1か月の利用限度額 (サービス利用限度額)	心身の状態の例
事業対象者、 要支援1	50,320円	基本的な日常生活は、ほぼおこなうことができるが、要介護状態にならないように支援が必要。
要支援2	105,310円	要支援1の状態より基本的な日常生活をおこなう能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要。
要介護1	167,650円	基本的な日常生活や身の回りの世話などに一部介助が必要。 立ち上がりなどに支えが必要。
要介護2	197,050円	食事や排泄、入浴、洗顔、衣服の着脱などに一部または多くの介助が必要。立ち上がりや歩行に支えが必要。
要介護3	270,480円	食事や排泄、入浴、洗顔、衣服の着脱などに多くの介助が必要。立ち上がりなどが自分でできない。歩行が自分でできないことがある。
要介護4	309,380円	食事や排泄、入浴、洗顔、衣服の着脱などに全面的な介助が必要。立ち上がりなどがほとんどできない。歩行が自分でできない。 認識力、理解力などに衰えが見え、問題行動もある。
要介護5	362,170円	日常生活や身の回りの世話全般にわたって全面的な介助が必要。立ち上がりや歩行などがほとんどできない。 認識力、理解力などに衰えが見え、問題行動もある。

介護の申請から認定までの流れ

介護保険のサービスを利用するためには、寝たきりや認知症などサービスを受けられる状態かどうかの認定(要介護認定)を受けることが必要です。市町村に申請すると、原則として30日以内に結果が通知されます。(30日以上要する場合があります。)

要介護認定では、寝たきりや認知症など介護が必要な状態かどうかだけでなく、介護に要する時間(要介護度)も判定します。要介護度により、在宅サービスを受けられる額や、施設に入った場合のサービスの額が異なります。

要介護認定申請に必要なもの



ご本人が申請する場合

- ★申請被保険者本人の下記のもの
- 介護保険被保険者証(原本)
- マイナンバーカード(写しまたは原本)もしくはマイナンバー通知カード
- 医療保険被保険者証

要介護認定の有効期限は原則6か月ですが、有効期間が切れる前に更新手続きが必要です。

更新の申請は有効期限が切れる60日前から行うことができます。

また、更新認定の有効期限は状態に応じ、4年まで延長されることがあります。

●認定の効力は申請時までのさかのぼるので、申請をすればサービスを使い始めることができます。

●訪問調査は、市町村の職員や、市町村から委託を受けた居宅介護支援事業者等の介護支援専門員などが家庭などを訪問し、心身の状態などについて聞き取り、調査票に記入します。

●認定結果に不服がある場合は、都道府県の「介護保険認定審査会」に不服の申し立てができます。

利用者(被保険者)

●申請は本人家族が行なうほか、地域包括支援センターや近くの居宅介護支援事業者(ケアマネジャー)、介護保険施設にも頼めます。

申請書の提出



●介護の申請が必要であると考えられる場合。

市町村の窓口

認定調査

主治医の意見書



コンピュータによる判定

●心身の状態などの調査結果をコンピューターに入力し介護の基準時間を推計します。

訪問調査の際に調査項目に関連して聞き取った事項(特記事項)

介護認定審査会による審査判定

要介護認定

介護予防のスクリーニング

介護が必要になる可能性の高い方

介護が必要になる可能性の低い方

要介護認定の申請には、申請書の他に下記のものが必要となります。また、特定入所者介護サービス費(23ページ)、高額介護サービス費(24ページ)等、各種介護保険関連申請の際にも同様に下記のものが必要となります。

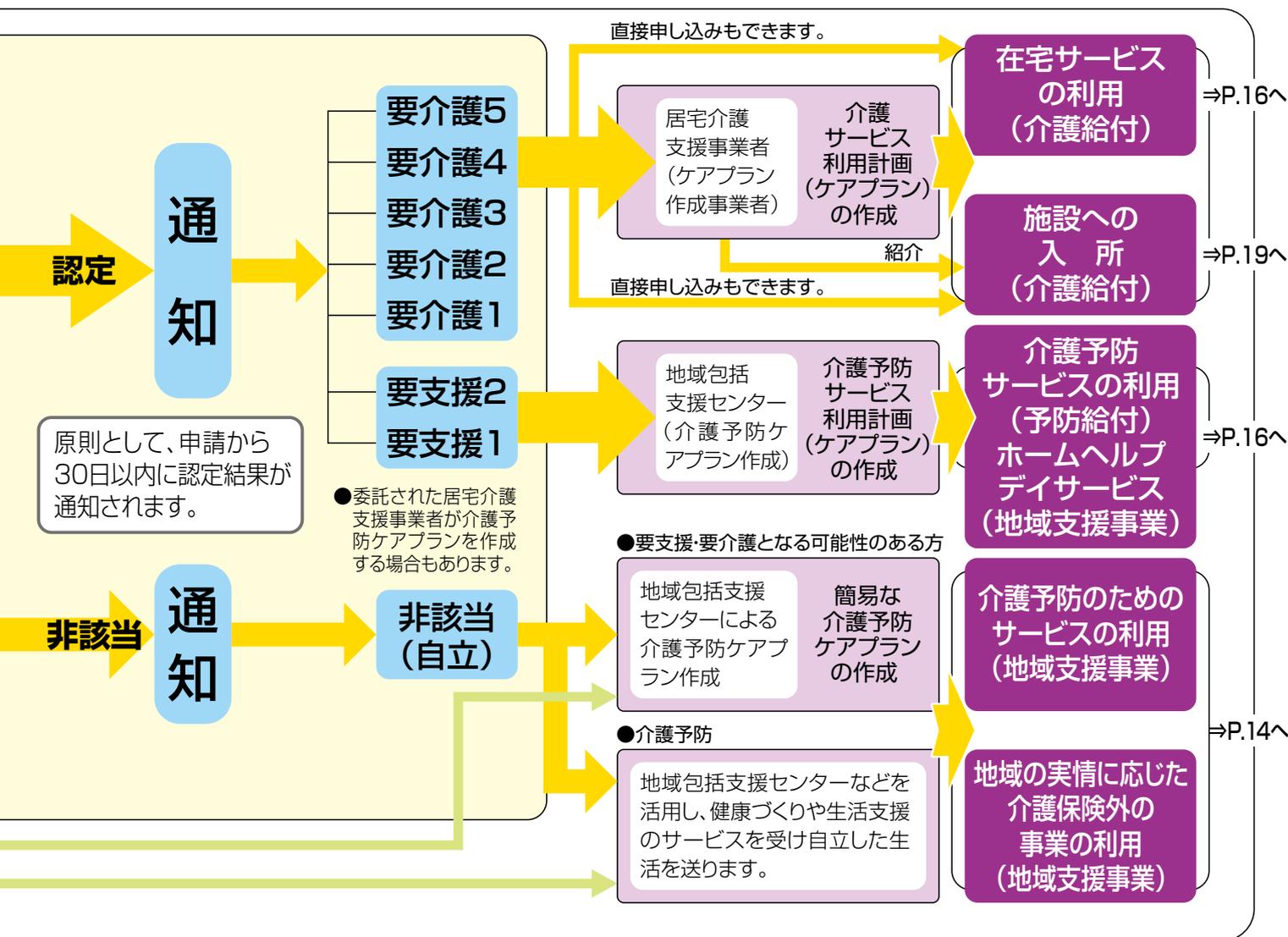
※郵送提出も可能ですが、提出書類に不備があると申請をお受けできませんのでできるだけ窓口でご申請ください。
 ※マイナンバーカードやマイナンバー通知カード等、必要なものが見当たらない場合はお問い合わせください。

封入提出もしくは郵送による申請の場合

- ★申請被保険者本人の下記のもの
- 介護保険被保険者証(原本)
- マイナンバーカードの『写し』
もしくはマイナンバー通知カードの『写し』
- 医療保険被保険者証の『写し』

代理人による申請の場合

- ★申請被保険者本人の下記のもの
- 介護保険被保険者証(原本)
- マイナンバーカード(写しまたは原本)
もしくはマイナンバー通知カード
- 医療保険被保険者証(写しまたは原本)
- ★来庁者(代理の方)の下記のもの
- 身分証明書(運転免許証等顔写真つきのは1種類、医療保険被保険者証等顔写真のついていないものは2種類必要)



介護の申請から認定までの流れ

介護予防・日常生活支援総合事業

この事業は地域の実情に応じて、地域全体で高齢者を「支えあう」体制づくりを推進し、高齢者のみなさんが日常生活の自立に向けて、自らの能力を最大限に活かして要介護状態になることを予防するためのもので、その方の状態や必要性に合わせて、さまざまなサービスを提供する事業です。

介護予防・日常生活支援総合事業とは？

①介護予防・生活支援サービス事業

要支援認定者が利用する訪問型サービス（ホームヘルプ）、通所型サービス（デイサービス）、生活支援サービス（配食サービス）を利用できます。このサービスは介護保険の要介護（支援）認定を受けなくても、「基本チェックリスト※1」により、事業対象者※2に該当すると利用が可能です。

また、介護予防訪問介護・介護予防通所介護は、国の基準に沿ったサービス提供のほか、国の基準を緩和してサービスの利用回数や単価の設定を町が行ったサービスも利用できます。

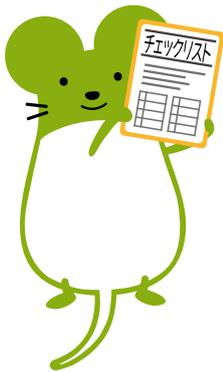
②一般介護予防事業

65歳以上の高齢者を対象として、介護予防の取り組みを行います。筋力の向上や栄養改善を目的としたもの、認知症予防や孤立防止など、各種教室へ通いで参加することができます。

また、地域自主グループの支援、介護予防活動の普及・啓発を行います。

※1 基本チェックリストとは？

生活状況等についての25項目からなる簡易な質問に「はい」、「いいえ」で答え、その回答結果で事業対象に該当するかどうかを判定するものです。通常1か月を要する要介護・要支援認定の手続きより早く結果が出るため、認定申請手続きをするよりも簡易で迅速にサービスを利用することができます。基本チェックリストは地域包括支援センターで受けることができます。



基本チェックリストの一例

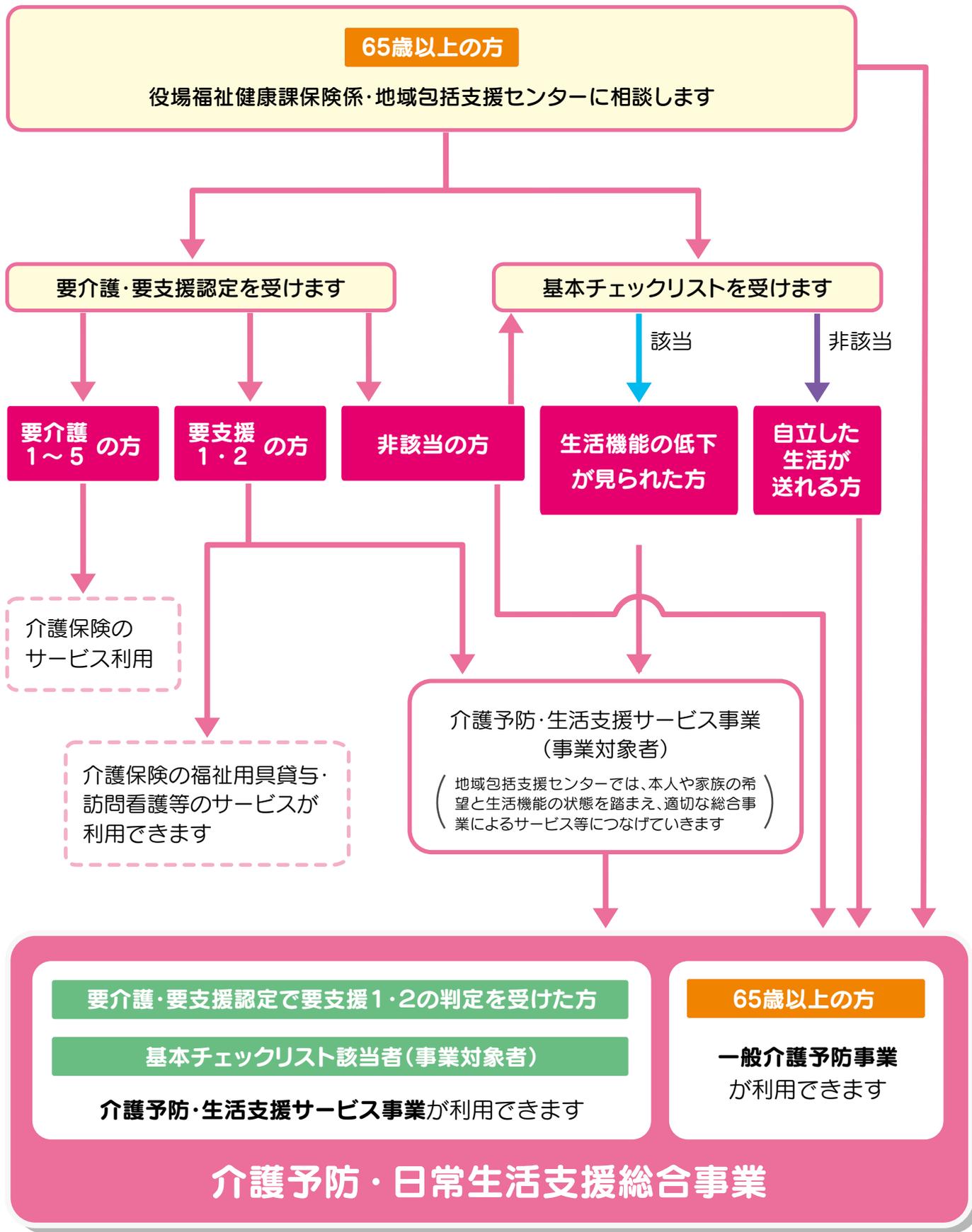
No.	質問項目	回答	
1	バスや電車で一人で外出していますか	はい	いいえ
2	日用品の買い物をしていますか	はい	いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか	はい	いいえ
4	友人の家を訪ねていますか	はい	いいえ
5	家族や友人の相談に乗っていますか	はい	いいえ

※2 事業対象者とは？

総合事業の利用を目的とした、「基本チェックリスト」による判定区分です。

「事業対象」に該当すると、地域包括支援センターに介護予防ケアプラン（自立した日常生活を送れるようになるための計画）の作成を依頼することができます。その後、「事業対象者」となった方の状態と必要性に基づき作成された計画により、「介護予防・生活支援サービス事業」が利用できます。

利用までの流れ



介護保険で利用できるサービス

ケアプランを立てる

居宅介護支援 (介護予防支援)

居宅介護支援事業所のケアマネージャーがケアプラン (介護サービスの利用計画) の作成を行います。

要介護1～5 **要支援1・2**の方が利用できます

※25ページに事業者の一覧がありますのでご覧ください。

自宅でサービスを受ける

訪問介護 (ホームヘルプサービス)

訪問型サービス (総合事業対象者)

ホームヘルパーが訪問し、食事・排せつなどの身体介護や、掃除・洗濯などの生活援助を行います。

身体介護 ●食事、入浴、排せつのお世話 ●衣服の交換のお手伝い、病院の付き添い など

生活援助 ●部屋の掃除や洗濯 ●食事の準備や調理 ●生活必需品の買い物 など

サービス対象外

利用者以外のためのお手伝いはサービスの対象になりません。

●本人以外のための掃除●庭の草むしり●ペットの世話 など

要介護1～5 **要支援1・2** **事業対象者**の方が利用できます

訪問入浴介護 (介護予防訪問入浴介護)

浴槽を積んだ入浴車などが訪問し、入浴の介助を行います。要支援1・2の方は自宅に浴室がないなどの場合に限りです。

要介護1～5 **要支援1・2**の方が利用できます



訪問リハビリテーション (介護予防訪問リハビリテーション)

理学療法士や作業療法士が訪問し、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行います。

要介護1～5 **要支援1・2**の方が利用できます



訪問看護 (介護予防訪問看護)

医師が必要と認めた場合、看護師や保健師が訪問して病状の観察や衛生面のケア、診療の補助、栄養面の管理、機能訓練などを行います。

要介護1～5 **要支援1・2**の方が利用できます

居宅療養管理指導 (介護予防居宅療養管理指導)

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士などが医療機関へ通院が困難な利用者の自宅に訪問し、療養に必要な管理・指導を行います。ただし、医師と歯科医師が行うのは指導や管理、アドバイスなどで実際の治療は行いません。薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士は必要に応じて医療的なケアや実技を伴う指導を行うこともあります。

要介護1～5 **要支援1・2**の方が利用できます

施設に通いサービスを受ける

通所介護 (デイサービス)

通所型サービス (総合事業対象者)



利用者がデイサービスセンターなどの施設に通って日中の生活支援を受けたりするサービスです。多くの施設が入浴や食事の提供を行っており、多くの方とのふれあいや季節の行事を取り入れた催しがあり、心身の清潔を保つことだけでなく家族などの介護者が心身を休め、自分の時間を確保するためにも役立つサービスです。(日帰りのサービスとなります)

追加サービスとして

●筋力向上 ●栄養改善 ●口腔機能の向上 を受けることもできます。

※費用は施設の種類によって異なります。 ※送迎の費用は含まれます。

※食費は別途自己負担となります(介護保険対象外で実費となります。)

要介護1～5 **要支援1・2** **事業対象者**の方が利用できます

通所リハビリテーション (デイケア) (介護予防通所リハビリテーション)

医師や理学療法士が配置された施設に通うサービスで、運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上などのリハビリテーションを行います。リハビリのほかに、食事や入浴など日常生活に関する支援も受けられます。医師の指示に基づき、必要な機器などがそろった施設できめ細やかなリハビリテーションが行われます。

※送迎の費用は含まれます。 ※食費は別途自己負担となります。(介護保険対象外で実費となります。)

要介護1～5 **要支援1・2**の方が利用できます

宿泊してサービスを受ける

短期入所生活介護 (ショートステイ) (介護予防短期入所生活介護)

短期入所療養介護 (医療型ショートステイ) (介護予防短期入所療養介護)

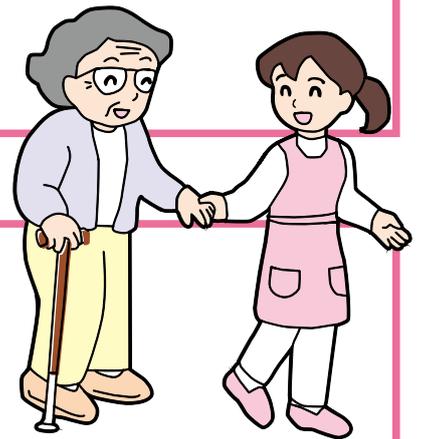
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) などに短期入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練を受けます。

介護者が病気、冠婚葬祭、仕事などで一時的に在宅での介護が困難になったときや、介護者のリフレッシュが目的の利用もできます。

※費用は施設の種類によって異なります。 ※食費・滞在費は別途自己負担となります。

※連続した利用日数は30日までとなります。

要介護1～5 **要支援1・2**の方が利用できます



認知症高齢者のサービス

認知症対応型通所介護 (デイサービス)

認知症と診断された高齢者が利用する通所介護 (デイサービス) です。

利用者の状態や希望に合わせてレクリエーションなどを行います。

一人ひとりに合わせてきめ細やかなケアがされます。

※費用は施設の種類によって異なります。 ※食費・滞在費は別途自己負担となります。

要介護1～5 **要支援1・2**の方が利用できます

認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

認知症と診断された高齢者が少人数でスタッフの介護を受けながら共同生活を行います。

家庭的な雰囲気の中で介護や機能訓練を受けます。

居室は個室が原則で、食事作りや買い物、洗濯や掃除など自分にできることをスタッフの支援を受けながら行い、自分のペースで暮らすことができます。

※食費・居住費は別途自己負担となります。 ※要支援1の方は利用できません。

要介護1～5 **要支援2**の方が利用できます



複数のサービスを1つの事業所が提供する

小規模多機能型居宅介護

1つの事業所で通所介護、訪問介護、短期入所のサービスを利用者の状態に合わせて提供し、在宅での生活を支援します。

要介護1～5 **要支援1・2**の方が利用できます

施設に入所してサービスを受ける

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

常に介護が必要で、自宅での介護が困難な方が入所して日常生活の介助を受けます。

介護に加え、日常生活上の支援や機能訓練、レクリエーションなどが行われます。

基本的な健康チェックや服薬の管理などは行いますが、医療的なケアを必要とする場合は通院または入院が必要です。

※費用はサービス内容や施設によって異なります。

※日常生活費、食費、居住費は別途自己負担となります。



原則として要介護3以上の方が利用できます

介護老人保健施設 (老健)

病気の治療が一段落した後などで、自宅で生活するための医療ケアや機能訓練が必要となる方が利用します。

日常生活における介護も受けることはできますが、リハビリテーションが重視される施設です。

病院と在宅の間に位置づけられているため、医療スタッフも充実しています。

自宅での生活に戻ることを前提としているため、入所期間は原則として3か月程度となります。

※費用はサービス内容や施設によって異なります。

※日常生活費、食費、居住費は別途自己負担となります。

要介護1～5の方が利用できます

介護療養型医療施設・介護医療院

病院や診療所に併設、隣接されており、医療と看護に重点が置かれる施設です。

病状が安定し、長期間の療養が必要な方が入所します。

介護保険を利用した入院ができる施設となります。

※費用はサービス内容や施設によって異なります。

※日常生活費、食費、居住費は別途自己負担となります。



要介護1～5の方が利用できます



その他の介護保険サービス

[福祉用具の貸与・購入や住宅の改修]

- (1) 福祉用具（車いす、特殊寝台、床ずれ防止用具など）の貸与
- (2) 福祉用具（腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具など）の購入費の支給
- (3) 住宅改修費（手すりの取付けや段差の解消など）の支給



(1) 福祉用具貸与の対象となる福祉用具の範囲

種 目	機 能 又 は 構 造 等
車いす	次のいずれかに該当するもの ①標準型車いす [自走用] ②普通型電動車いす ③手押し型車いす [介助用]
車いす付属品	クッション、電動補助装置等
特殊寝台	サイドレールが取り付けられているもの又は取り付け可能なものであって、次のいずれかの機能を有するもの ①背部若しくは脚部の傾斜角度を調整できる機能 ②床の高さを無段階に調整できる機能
特殊寝台付属品	マットレス、サイドレール、スライディングボード、スライディングマット、介助用ベルト（入浴介助用以外のもの）等
床ずれ（じょくそ）予防用具	次のいずれかに該当するもの ①送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マット ②水等によって減圧による体圧分散効果をもつ全身用のマット
体位変換機	空気パッド等を身体の下に挿入することにより要介護者等の体位を容易に変換できるもの（体位の保持のみを目的とするものを除く）
手すり	取り付けに際し工事を伴わないものに限る
スロープ	段差解消のためのものであって、取り付けに際し工事を伴わないものに限る
歩行器	歩行が困難な方の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するもの ①車輪を有するものにあつては、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの ②四脚を有するものにあつては、上肢で保持して移動させることが可能なもの
歩行補助つえ	松葉つえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ及び多点杖に限る
認知症高齢者徘徊感知機器	認知症高齢者が屋外へ出ようとした時、センサーにより感知し、家族及び隣人等へ通報するもの
移動用リフト（吊り具の部分を除く）	床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの（住宅改修を伴うものを除く）
特殊尿器	自動排泄処理装置（尿と便が自動的に吸引でき、洗浄機能を有するもの）

※特殊寝台（含付属品）、車いす（含付属品）、床ずれ防止用具、体位変換機、認知症高齢者徘徊感知器、移動用リフトについては、要支援1や要支援2・要介護1に認定された方は原則として保険給付の対象になりません。

(2) 福祉用具販売（購入）費の対象となる特定福祉用具の範囲

※1年間（4月～翌年3月）に10万円が限度額となっています。福祉用具は指定を受けた業者から購入してください。

種 目	機 能 又 は 構 造 等
腰掛便座	次のいずれかに該当するもの ①和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの ②洋式便器の上に置いて高さを補うもの ③電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの ④ポータブルトイレ（便座、バケツ等からなり、居室において利用可能であるもの） ⑤便座の底上げ部材
特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので要介護者等又は介護者が容易に使用し得るもの
入浴補助用具	入浴に際しての座位の維持、浴槽への出入り等の補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するもの ①入浴用いす ②浴槽用手すり ③浴槽内いす ④入浴台（浴槽への出入りのため、浴槽の縁にかけて利用する台） ⑤浴室内すのこ ⑥浴槽内すのこ ⑦入浴用介助ベルト（身体に直接巻き付けて浴槽への出入り等を容易に介助するもの）
簡易浴槽	空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの
移動用リフトの吊り具	身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの
排泄予測支援機器	利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に排尿の機会を本人又は介護者に自動で通知するもの



(3) 住宅改修費の給付対象となる住宅改修の範囲 — 事前の申請が必要となります —

※（限度額は20万円です。原則として1回ですが、要介護状態が著しく悪くなった場合や転居した場合は、再度利用することも可能です。）

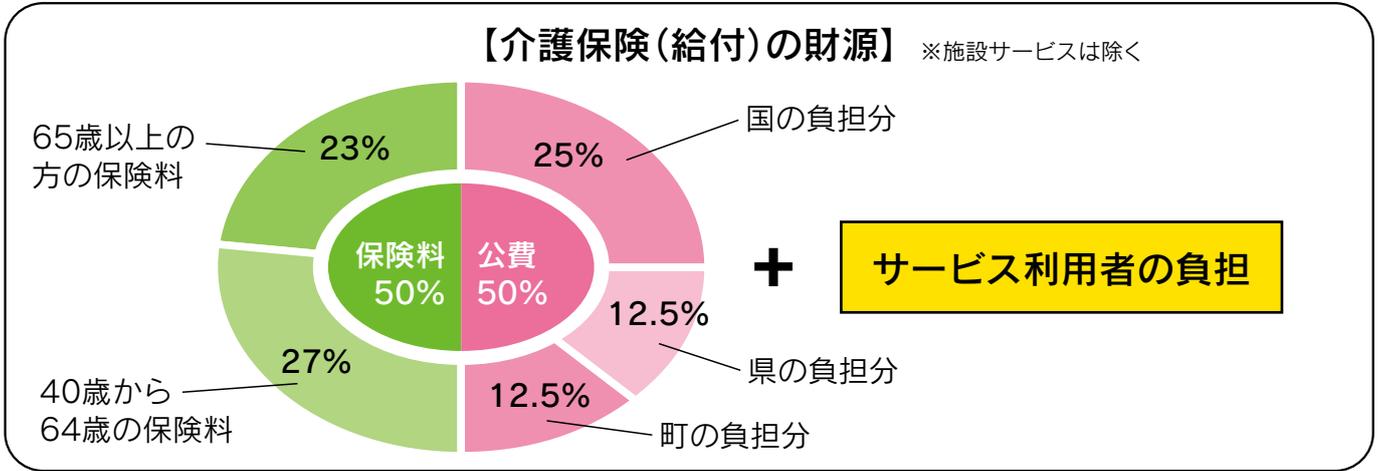
- ① 手すりの取付け
- ② 段差の解消
- ③ 滑りの防止、移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ④ 引き戸等への扉の取替え
- ⑤ 洋式便器等への便器の取替え
- ⑥ その他これらの各工事に付帯して必要な工事



介護保険制度の仕組みと介護保険料

◆介護保険制度の仕組み

介護保険のサービス費用は、40歳以上の町民の方に納めていただく介護保険料と、国、県、町の負担金で賄われています。



※介護保険の保険料は3年毎に介護保険事業計画を策定し、過去の給付状況や高齢者人口、認定者数の推計を基にして、見込まれる介護サービス費用を算出し決定します。

※65歳以上の方(第1号被保険者)で、老齢年金、退職年金が年額18万円以上の方は、原則として年金から保険料が天引き(特別徴収)されます。

※40歳～64歳の方(第2号被保険者)の介護保険料は、医療保険料と一体的に徴収されます。

令和3年度から令和5年度までの65歳以上の方の介護保険料

区分	所得段階	対象となる方	保険料(年額)
住民税非課税世帯	第1段階	本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方、または老齢福祉年金受給者、生活保護受給者	30,000円 (18,000円)
	第2段階	本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	45,000円 (30,000円)
	第3段階	本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	45,000円 (42,000円)
住民税課税世帯で本人非課税	第4段階	本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	54,000円
	第5段階	本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	60,000円 (基準額)
住民税本人課税	第6段階	本人の合計所得金額が120万円未満の方	72,000円
	第7段階	本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	78,000円
	第8段階	本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	84,000円
	第9段階	本人の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	90,000円
	第10段階	本人の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	96,000円
	第11段階	本人の合計所得金額が500万円以上の方	102,000円

※第1～第3段階はさらに軽減を図り、()内が保険料になります。

～介護保険サービスの利用負担軽減制度～

特定入所者介護サービス費（居住費・食費の軽減）

特別養護老人ホームなど施設サービスを利用する方（入所やショートステイ）で所得の少ない方が、利用料のうち居住費と食費の軽減を受けられる制度です。（申請が必要となります）

＜申請の流れ＞

- ① 役場福祉健康課にて申請用紙を記入（本人及び配偶者の預金通帳や証券会社口座の写し等、資産に関する書類を添付していただく必要があります。）
- ② 本人及び配偶者の所得及び資産により、利用者負担が判定されます。
- ③ 判定により対象となると認定証が発行されます。（認定有効期間は、申請月の1日からとなります。）
- ④ 認定証を利用する施設にご提示ください。

※前年度所得や現有資産をもとに、毎年見直しがなされるため、毎年の申請が必要です。※有効期限は7月31日までとなります。

●利用者負担段階

負担軽減の対象者	利用者負担段階	対象者		預貯金額 (夫婦の場合)
	第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者 ・世帯（世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。） 全員が住民税非課税である老齢福祉年金受給者 		1,000万円以下 (2,000万円)
	第2段階	住民税 非課税 世帯	年金収入金額(※) + 合計所得金額が80万円以下	650万円以下 (1,650万円)
	第3段階①		年金収入金額(※) + 合計所得金額が80万円超～ 120万円以下	550万円以下 (1,550万円)
	第3段階②		年金収入金額(※) + 合計所得金額が120万円超	500万円以下 (1,500万円)
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯に課税者がいる ・住民税本人課税者 			

※非課税年金（遺族年金・障害年金等）も含む

●利用者負担限度額（食費・居住費）（令和3年8月改定）

		基準費用額 (日額)※	負担限度額（日額）【 】はショートステイの場合				
			第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	
食費		1,445円	300円 【300円】	390円 【600円】	650円 【1,000円】	1,360円 【1,300円】	
居住費	多床室	特養等	0円	370円	370円	370円	
		老健・療養等	377円	0円	370円	370円	
	従来型 個室	特養等	1,171円	320円	420円	820円	820円
		老健・療養等	1,668円	490円	490円	1,310円	1,310円
	ユニット型個室の多床室		1,668円	490円	490円	1,310円	1,310円
ユニット型個室		2,006円	820円	820円	1,310円	1,310円	

※ 基準費用額はあくまでも目安です。各施設ごとの金額は、直接施設にお問い合わせください。

高額介護サービス費

介護保険を利用し、要介護者等が1か月に支払った介護サービス自己負担の合計額が、同じ月に一定の上限を超えた場合は、申請により超えた分が支給されます。

◆自己負担額の上限額（月額） 【令和3年8月利用分～】

利用者負担段階区分	負担上限額
住民税課税世帯の方で、課税所得が690万円以上の65歳以上の方がいる世帯 ※	140,100円(世帯)
住民税課税世帯の方で、課税所得が380万円以上690万円未満の65歳以上の方がいる世帯 ※	93,000円(世帯)
住民税課税世帯の方で、課税所得が380万円未満の65歳以上の方がいる世帯	44,400円(世帯)
世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方等	24,600円(世帯)
世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方等	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護受給者の方	15,000円(世帯)

高額医療・高額介護合算制度

医療費と介護費の両方が高額となった世帯に自己負担限度額を超えた分を支給し、負担を軽減する制度です。

医療費・介護費それぞれの自己負担限度額を適用したあとに、年間（8月1日から翌年7月31日まで）の両方の自己負担合計額が一定の上限額を超えた場合に、申請により超えた分が支給されます。

※加入されている医療保険の種別や、所得等により負担限度額が異なります。

※支給対象者は加入している医療保険窓口への申請が必要となります。

高額費支給対象者の申請の手続き

高額介護サービス費、高額医療・高額介護合算の支給対象となる方へのお知らせは次のとおりです。

高額介護サービス費(初めて対象となる方)※1	町から申請書をお送りしますので提出が必要です。
高額介護サービス費(前月以前に支給された方)※2	自動的に支給となるため、通知のみお送りします。
高額医療・高額介護合算対象の方	支給の通知をお送りします。

※1:申請の際は、対象となった月に利用したサービスの領収書を提出いただく必要があります。

※2:前月以前で高額介護サービス費の対象で自動的に支給されていた方でも、高額介護サービス費の対象とならなかった月があった場合、次に対象となった際に再度申請が必要となる場合もあります。

⇒その場合は通知とともに申請書も同封してお送りします。

介護保険サービス事業者一覧

居宅介護支援事業者（ケアプラン作成）事業者一覧

令和5年6月30日現在

名 称	所 在 地	電 話 番 号
坂城町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	坂城町中之条2225番地	0268-82-2551
南条薬局	坂城町南条7162番地1	0268-82-7289
ニチイケアセンター聖	千曲市八幡3538番地1	026-261-3230
サクラケア千曲店	千曲市小島3172番地	026-273-1442
千曲市社会福祉協議会居宅介護支援事業所	千曲市杭瀬下13番地1	026-272-6262
居宅介護支援事業所あつといーずホーム	千曲市磯部170番地2	026-276-5176
ハートケア上山田	千曲市上山田温泉3丁目34番地3	026-275-1581
介護支援センターはやしや	千曲市上山田温泉1丁目50番地1	026-276-6232
ちくま居宅介護支援事業所	千曲市千本柳347番地	026-214-4201
ささえ愛 居宅介護支援事業所	千曲市鋳物師屋字屋敷356番地1	026-285-0570
社会福祉法人千寿会居宅介護支援事業所	千曲市戸倉2440番地1	026-261-0600
居宅介護支援事業所屋代の華	千曲市屋代1099番地1	026-214-5534
エフビー居宅介護支援事業所 千曲	千曲市戸倉1910番地1ミヤサンビル102	026-214-8461
翼 居宅介護支援事業所	上田市真田町本原503番地3	080-7342-0283
いずみの居宅介護支援事業所	上田市小泉72番地1	0268-26-6680
医療法人健救会柳澤病院居宅介護支援事業所	上田市中央西1丁目2番10号	0268-28-0030
医療法人慈修会神科居宅介護支援センター ぬくもり	上田市住吉322番地	0268-27-2804
コープながの福祉センター 上田ケアマネージャーステーション	上田市古里742番地4	0268-29-8120
上田生協訪問看護ステーション	上田市上塩尻393番地1	0268-23-0244
ニチイケアセンターときわぎ	上田市常磐城654番地4	0268-28-7201
うらら介護相談室	上田市神畑乙75番地3	0268-71-0833
ほほ笑み介護支援センター	上田市上田原707番地2 キネタクビル1階101号	0268-71-5063
エフビー居宅介護支援事業所 上田	上田市古里914番地6	0268-29-0710
聖 居宅介護支援事業所	上田市小泉917番地12	0268-75-5175
下之条あい居宅介護支援事業所	上田市下之条804番地39	0268-22-7639
うえだ敬老園居宅介護支援事業所	上田市中央3丁目14番5号	0268-28-1165
介護支援相談室きずな	上田市神畑506番地	080-2678-7668
鹿教湯三才山リハビリテーションセンター しおだ福祉相談センター	上田市中野64番地1	0268-39-7702
居宅介護支援事業所心おもい	東御市常田220番地1	080-4736-3887

坂城町内にある居宅介護(支援)サービス提供事業所

訪問介護事業所 (ヘルパー)

名 称	所 在 地	電 話 番 号
社会福祉法人坂城町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	中之条2225番地	0268-82-2551

訪問入浴事業所

名 称	所 在 地	電 話 番 号
社会福祉法人坂城町社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所	中之条2225番地	0268-82-2551

訪問リハビリテーション (介護予防訪問リハビリテーション)

名 称	所 在 地	電 話 番 号
鹿教湯病院 訪問リハビリテーション坂城サテライト	坂城5789番地2	0268-71-0872

訪問看護 (介護予防訪問看護)

名 称	所 在 地	電 話 番 号
川西医院訪問看護ステーション	中之条872番地	0268-75-7450

通所介護事業所 (デイサービス)

名 称	所 在 地	電 話 番 号
さかき美里園デイサービスセンター	坂城9086番地1	0268-82-0294
さかき美山園デイサービスセンター	南条2725番地2	0268-82-8182
宅老所 憩いの家	上平2386番地1	0268-75-7173
運動型デイ・チェリーガーデン	中之条872番地	0268-75-7493

認知症対応型通所介護事業所 (デイサービス)

名 称	所 在 地	電 話 番 号
宅老所 ほだい桜の杜	南条979番地2	0268-82-1992

小規模多機能型居宅介護 (訪問サービス、通所サービス、福祉用具貸与等)

名 称	所 在 地	電 話 番 号
小規模多機能あつたかほ一む坂城	坂城6986番地1	0268-81-2200

短期入所サービス事業所 (ショートステイ)

名 称	所 在 地	電 話 番 号
特別養護老人ホーム さかき美里園	坂城9086番地1	0268-82-0294
特別養護老人ホーム さかき美山園	南条2725番地2	0268-82-8182

認知症対応型共同生活介護施設 (グループホーム)

名 称	所 在 地	電 話 番 号
グループホームサンタクローズ	南条657番地1	0268-81-3611
グループホーム ひまわり	上平1024番地1	0268-71-7626

長野広域圏内の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

名 称	所 在 地	電 話 番 号
特別養護老人ホームさかき美山園	坂城町南条2725番地2	0268-82-8182
特別養護老人ホームさかき美里園	坂城町坂城9086番地1	0268-82-0294
特別養護老人ホーム第二美里園(地域密着型)	坂城町坂城9051番地6	0268-82-0295
特別養護老人ホーム吉野の里	千曲市羽尾366番地1	026-275-6886
杏寿荘	千曲市倉科79番地	026-273-4350
森の里	千曲市森字青田1024番地3	026-272-7700
特別養護老人ホーム香風園	千曲市上山田2454番地	026-276-1200
特別養護老人ホームフランセーズ悠こうしょく	千曲市粟佐1177番地	026-273-6370
朝日ホーム	長野市南堀3番地1	026-215-1212
博仁会桜荘社会福祉総合施設	長野市篠ノ井二ツ柳字大当1535番地1	026-293-0088
ジェイエー長野会 特別養護老人ホームりんごの郷	長野市穂保字町裏207番地1	026-296-1165
富竹の里	長野市富竹1621番地	026-296-7383
特別養護老人ホーム若槻ホーム	長野市田中1464番地1	026-251-3500
豊野清風園	長野市豊野町豊野659番地1	026-257-4617
グリーンヒル	長野市篠ノ井布施五明1973番地	026-293-6077
特別養護老人ホームこうほく	長野市稲里町下氷鉦682番地	026-286-5700
特別養護老人ホームサンビラかわなかじま	長野市川中島町今里610番地	026-286-1620
大本願ユートピアわかほ	長野市若穂綿内4429番地	026-282-3522
尚和寮	長野市松代町東条94番地1	026-278-2600
やすらぎの園	長野市篠ノ井杵淵字新田前213番地4	026-293-2600
真島の里	長野市真島町真島563番地2	026-285-5571
七二会荘	長野市七二会己1857番地	026-229-2373
松寿荘	長野市上野2丁目120番地4	026-296-1833
特別養護老人ホームプリマベアラ	長野市南長野新田町1106番地1	026-231-6511
特別養護老人ホーム泉平ハイツ	長野市豊野町豊野2298番地2	026-257-5180
ふれあい荘	長野市松代町西寺尾1000番地	026-278-5600
フランセーズ悠	長野市大字大豆島360番地3	026-251-1651
特別養護老人ホームフランセーズ悠とみたけ	長野市大字富竹118番地1	026-217-7575
久米路荘	長野市信州新町大字日原東2186番地1	026-262-3222
博愛の園	長野市浅川東条295番地5	026-256-6520
豊岡荘	長野市戸隠豊岡1384番地	026-254-3001

上小広域圏内の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

名 称	所 在 地	電 話 番 号
特別養護老人ホームローマンうえだ	上田市殿城250番地1	0268-26-8871
しおがわ敬老園	上田市塩川1001番地	0268-34-6511
ベルポートまるこ東	上田市中丸子1897番地1	0268-43-1600
しものごう敬老園	上田市下之郷463番地1	0268-38-1165
アザレアンさなだ	上田市真田町長7141番地1	0268-72-2781
別所温泉長寿園	上田市別所温泉1828番地2	0268-38-3160
室賀の里	上田市上室賀19番地	0268-31-0002
うえだ敬老園	上田市中央3丁目14番5号	0268-28-1165
特別養護老人ホーム神川苑	上田市蒼久保1181番地6	0268-34-7689
依田窪特別養護老人ホーム	上田市下武石776番地1	0268-85-2218

長野広域圏内の介護老人保健施設（老健）

名 称	所 在 地	電 話 番 号
医療法人財団大西会老人保健施設ひまわり	千曲市桑原1670番地1	026-274-1711
フランセーズ悠とぐら	千曲市上徳間337番地1	026-261-0012
老人保健施設星のさと	長野市篠ノ井小松原2360番地	026-261-1555
介護老人保健施設城山	長野市箱清水1丁目12番14号	026-234-7382
介護老人保健施設コスモス長野	長野市小島田町380番地	026-285-2654
介護老人保健施設桜ホーム	長野市篠ノ井二ツ柳字大当1432番地3	026-290-1133
介護老人保健施設すめらぎ	長野市中条住良木8291番地1	026-267-3311
コンフォート岡田	長野市北長池914番地	026-263-3361
老人保健施設ケアポート三輪	長野市三輪5丁目43番20号	026-238-2655
ふるさと	長野市三才683番地	026-251-3155
インターコート藤	長野市青木島綱島字小中島782番地6	026-284-5777
ゆたかの	長野市豊野町豊野634番地	026-257-3000
介護老人保健施設コスモスあがたまち	長野市南長野南泉町658番地	026-237-3800
介護老人保健施設コスモスさいなみ	長野市小島田町449番地	026-283-3173
介護老人保健施設朝日リハビリテーションセンター	長野市南堀137番地1	026-217-2210

上小広域圏内の介護老人保健施設（老健）

名 称	所 在 地	電 話 番 号
介護老人保健施設チェリーガーデン	上田市保野710番地	0268-39-1187
介護療養型老人保健施設いずみの	上田市小泉72番地1	0268-26-6600
ケアまるこ	上田市上丸子331番地13	0268-42-1110
ケアホーム上田	上田市中野29番地2	0268-38-2905
介護老人保健施設ほのぼの	上田市住吉322番地	0268-27-6755
御所苑	上田市御所666番地	0268-22-2222
老人保健施設なないろ	上田市上塩尻393番地1	0268-71-7716

介護療養型医療施設・介護医療院

名 称	所 在 地	電 話 番 号
丸子中央病院介護医療院ケアあおぞら	上田市上丸子1771番地1	0268-42-1111
栗田病院	長野市栗田695番地	026-226-1311
医療法人社団温心会東和田病院	長野市東和田723番地	026-243-4895
介護医療院とよの	長野市豊野町豊野634番地	026-257-2470

相談窓口(町外)

相談窓口	電話番号	受付時間等
若年性認知症コールセンター (長野県宅老所・グループホーム連絡会)	0268-23-7830	午後1時～午後8時 月～金曜日 (祝日、年末年始は除く)
全国若年性認知症コールセンター (厚生労働省設置)	0800-100-2707 (通話料無料)	午前10時～午後3時 月～土曜日 ただし水曜日は午前10時～午後7時 (祝日、年末年始は除く)
認知症の人と家族の会 長野県支部	026-293-0379	午前9時～正午 月～金曜日
栗田病院認知症疾患医療センター	026-228-6666	午前8時30分～午後5時 月～金曜日 (祝日は除く)
千曲荘病院認知症疾患医療センター	0268-75-5262(直通) 0268-22-6611(代表)	午前8時10分～午後5時10分 月～金曜日 (祝日は除く)

メモ欄



